

令和2年4月16日

居宅介護支援事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長

通所介護事業所等利用者の取扱いについて（通知）

貴職におかれましては、現在、新型コロナウイルスによる感染拡大を防ぐため、最大限の取り組みを進めていただいているところであると存じます。

さて、本日付で、通所サービス事業所向けに「緊急事態宣言下における通所サービスの運営について」別紙のとおり送付させていただきました。緊急事態宣言が出たことを理由として、現段階で通所サービス事業の自粛等を求めることはいたしません。感染拡大防止及び通所サービス事業所に対する負担軽減を図るため、利用者を通所させてのサービス提供に代わる代替サービス（通所サービス事業所による訪問サービス及び電話による安否確認・状態の確認）の実施に当たっての留意点を通知したものです。この中で、居宅介護支援専門員との連携・協議について触れておりますので、通所サービス事業所からの相談があった際には、次のようなご対応をお願いいたします。

通所サービス事業所に対しては、代替サービスの実施に当たり、サービス利用者ごとに居宅介護支援専門員と相談し、利用者の意向又は同意を得た上で実施するよう求めていますので、通所サービス事業所からの相談があった際は、利用者の身体と生活状況を鑑みて必要性を判断し、代替サービスの実施の適否とともに、場合によっては一時的な利用の停止など、迅速かつ柔軟な協議をしていただけますよう、お願いいたします。

Q. 一時的な利用変更・停止に際するケアプランの変更は？

⇒ 緊急時における臨時的措置として不要です。

Q. 一時的な利用変更を行う際の、サービス担当者会議等は？

⇒ 同上。

※上記の調整内容や経緯及び提供サービス内容について、支援経過等には記録を残してください。

介護保険事業課 企画指導班

043-245-5068

(参考:4月11日メール送付内容)

＜通所サービスの運営に関し、ご留意いただきたい点＞

(1) 利用者に対する留意点

利用者の出入りがある通所サービス事業所にあつては、利用者のサービス利用前の健康管理を実施し、風邪症状等があれば利用を控えてもらうようにしてください。

(なお、利用を取りやめた場合にはケアマネージャーにも伝えてください。)

(2) 通所サービスの利用者の意向により通所させずにサービスを提供する場合について

ア 国通知の「訪問サービス」を行う場合

●ケアマネージャーと相談の上、通所サービスの利用者の意向により居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービス提供を行う場合に特例の対象となります。

イ 国通知の「電話による安否確認」を行う場合

●「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)」において、「電話による安否確認」についても介護報酬の算定が可能とされておりますが、その場合においても、利用者等の意向を確認したうえで(利用者等に対して、電話による安否確認で介護報酬算定があること、利用者負担額があることの同意を得たうえで)、個別サービス計画の内容を踏まえ、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について電話で確認し、不備な点があれば、口頭で指導・助言を行ってください。

●電話による安否確認において、利用者の意向により通所や訪問のサービスの必要性があれば必要なサービスの提供を行っていただくか、ケアマネージャーとともに提供可能なサービスの検討を行ってください。

国通知では電話による安否確認で可能とされており、実施内容が全て電話による安否確認となったとしても介護報酬算定を妨げるものではありませんが、可能なかぎり利用者に対し訪問してのサービス提供を行っていただくようお願いいたします。

ウ 加算の算定について

●訪問サービスを実施した場合、サービス内容に伴う加算については、個別のケアを行った場合は報酬算定は可とします。

●電話による安否確認を実施した場合、サービス内容に伴う加算については、個別のケアを行っていないため報酬算定は不可とします。

(一例として、利用者にタブレット等を渡し、事業所の指示により機能訓練の支援を行うような場合であっても加算の報酬算定可としますが、あくまでも利用者が希望し、利用者又はその家族等に対し機器等の使用方法を周知し実際に訓練等が行われた場合に限ります。)

●処遇改善加算については、千葉市の被保険者においては、訪問サービス、電話による安否確認の場合も算定可とします。